

●償却資産 課税標準の特例一覧

条	項号	特例対象資産	取得時期	適用期間	特例率	添付種類
地方税法附則第 15 条	第2項第1号	汚水及び廃液の処理施設	R2.4.1～R6.3.31	期限なし	1/2	・許可証、証明書の写し ・配置図 (新設・増築のみ)
地方税法附則第 15 条	第 25 項第1号イ	太陽光発電設備(1,000kw未満)	R2.4.1～R6.3.31	3年間	2/3	・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し
地方税法附則第 15 条	第 25 項第 2 号イ	太陽光発電設備(1,000kw以上)	R2.4.1～R6.3.31	3年間	3/4	・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し
地方税法附則第 15 条	第 25 項第2号ロ	風力発電設備(20kw未満)	R2.4.1～R6.3.31	3年間	3/4	・再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し ・電気事業者との特定契約書の写し
地方税法附則第 15 条	第 25 項第 1 号ロ	風力発電設備(20kw以上)	R2.4.1～R6.3.31	3年間	2/3	・再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し ・電気事業者との特定契約書の写し
地方税法附則第 15 条	第 25 項第3号イ	水力発電設備(5,000kw未満)	R2.4.1～R6.3.31	3年間	1/2	・再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し ・電気事業者との特定契約書の写し
地方税法附則第 15 条	第 25 項第1号ハ	地熱発電設備(1,000kw未満)	R2.4.1～R6.3.31	3年間	2/3	・再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し ・電気事業者との特定契約書の写し
地方税法附則第 15 条	第 25 項第3号ロ	地熱発電設備(1,000kw以上)	R2.4.1～R6.3.31	3年間	1/2	・再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し ・電気事業者との特定契約書の写し

地方税法附則第 15 条	第 25 項第 3 号ハ	バイオマス発電設備 (10,000kw未満)	R2.4.1～R6.3.31	3年間	1/2	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し 電気事業者との特定契約書の写し
地方税法附則第 15 条	第 25 項第 1 号ニ	バイオマス発電設備 (10,000kw以上 20,000kw未満)	R2.4.1～R6.3.31	3年間	2/3	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し 電気事業者との特定契約書の写し
地方税法附則第 15 条	第 33 項	特定事業所内保育施設	H29.4.1～R6.3.31	5年間	1/3	<ul style="list-style-type: none"> 企業主導型保育事業助成決定通知書の写し
地方税法附則第 64 条	-	先端設備等導入計画認定設備	R3.4.1～R5.3.31	3年間	ゼロ	<ul style="list-style-type: none"> 先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し、認定書の写し、工業会等による証明書の写し、先端設備等に係る認定支援機関確認書の写し、契約書の写し